

(公印省略)
環 保 第 1321-8 号
平 成 28 年 6 月 17 日

群馬県中小企業団体中央会長 様

群馬県 環境森林部
環境保全課長 根岸 達也

大気汚染防止法におけるアスベスト飛散防止対策の周知について（依頼）

平素から、本県の環境行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、総務省が実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果が公表され、アスベストの取扱いについて、より一層、法令の遵守及び適切な管理が求められています。

先般、アスベストの取扱いを含む、改正大気汚染防止法の周知について御協力いただいたところですが、改めまして同法におけるアスベストの飛散防止対策について、会員の方へ下記の内容を周知していただきたく、御協力の程、よろしく願いいたします。

記

1 事前調査の適正な実施

建設物等の解体等工事の受注者及び自主施工者は、大気汚染防止法（以下「法」という。）第 18 条の 17 に規定されている、当該解体等工事が届出を要する特定工事に該当するか否かについての事前調査の実施が義務づけられていますが、事前調査の未実施や不徹底により不適切な工事が行われた事例があることが、総務省の公表結果により指摘されています。

つきましては、解体等工事の受注者及び自主施工者におかれましては、環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（以下「飛散防止マニュアル」という。）に示された留意点を踏まえ、事前調査を適切に実施していただきますようお願いいたします。

2 事前調査結果等の適切な掲示の確保

解体等工事を行う事業者は、法第 18 条の 17 並びに法施行規則第 16 条の 9 及び 10 に規定に基づき、届出を要する特定工事への該当・非該当にかかわらず、工事の期間中、現場において公衆に見やすいよう掲示することが義務付けられています。

しかし、掲示がない例や掲示内容不備の例があり、特に届出が必要ない解体等工事において多く見受けられることが総務省の公表結果により指摘されています。

つきましては、解体等工事を行う事業者におかれましては、事前調査結果等の掲示義務を遵守していただきますようお願いいたします。

3 特定建設材料以外のアスベスト含有建材の処理の推進

アスベスト含有成形板など、特定建築材料以外のアスベスト含有建材（以下「レベル 3 建材」という。）については、特定建築材料に比べ飛散性が低いとされているものの、その取扱いが不適切な場合、アスベスト飛散の恐れがあることが指摘されています。総務省の公表結果では、解体等工事におけるレベル 3 建材の取扱いは、必ずしも適切に行われているとはいえないとの指摘がなされています。

つきましては、解体等工事を行う事業者におかれましては、飛散防止マニュアルに

おけるレベル3建材の把握方法、除去作業に関する留意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

4 その他

大気汚染防止法におけるアスベストの取扱いや解体等工事における規定について、御不明な点はお近くの環境(森林)事務所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【御参考】

- ・ 総務省 アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—〈結果に基づく勧告〉

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html

- ・ 環境省 建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/

- ・ 群馬県 環境(森林)事務所一覧

特定工事の場所	所管事務所	所在地	電話番号
(アスベスト全般)	環境保全課 大気保全係	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2837
伊勢崎市、渋川市、 北群馬郡、佐波郡	中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1	027-219-2020
藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡	西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町 4-3	027-323-5530
吾妻郡	吾妻環境森林事務所	〒377-0424 中之条町大字中之条町 664	0279-75-4611
沼田市、利根郡	利根沼田 環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4481
桐生市、太田市、館林市 みどり市、邑楽郡	東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町 60-27	0276-31-2517
前橋市 ※	前橋市 環境政策課	〒371-8601 前橋市大手町 2-12-1	027-898-6292
高崎市 ※	高崎市 環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町 35-1	027-321-1251

※ 前橋市、高崎市については、それぞれ市が大気汚染防止法を所管していますので、市役所へお問合せください。

群馬県 環境森林部
環境保全課 大気保全係 富澤 裕介
TEL 027-226-2837
FAX 027-243-7704
Mail tomizawa-yusuke@pref.gunma.lg.jp